

平成19年度 富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター
脱水ケーキ搬出処分業務委託仕様書

第1条（目的）

この仕様書は、富山県神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター脱水ケーキ搬出処分業務委託（以下「委託」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（委託業務内容）

受託者（以下「乙」という。）は、財団法人富山県下水道公社（以下「甲」という。）の事業所から排出される下水汚泥等の産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の収集運搬処分を関係法令その他定めに基づき適正に行うものとする。搬出は当浄化センターから処分場までとする。

第3条（提出物）

乙は、産業廃棄物の収集運搬、処分事業、施設の種類及び処理能力等を明らかにした、法令に基づく許可証の写しを提出し、また、この許可事項等に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出しなければならない。

第4条（産業廃棄物の種類及び数量等）

甲が乙に処理を委託する産業廃棄物の種類、数量、性状及び含有成分等は、次のとおりであり、各事項に変更があったときは、甲は速やかにその旨を乙に通知しなければならない。

産業廃棄物に関する事項	内容
1) 種類	有機性汚泥
2) 処分予定数量	処分予定合計数量：約 600 t 日最大予定処分量：約 35 t / 日 処分予定期間： 平成 19 年 9 月～平成 20 年 3 月 (約 60 日間)
3) 性状及び含有成分	別表 1
4) 荷姿	バラ
5) 通常の保管状況下での腐敗等の性状の変化に関する事項	特になし
6) 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	特になし
7) 取扱い注意事項	特になし

第5条（産業廃棄物の重量測定）

乙は産業廃棄物の重量を、計量法に基づく計量証明事業所で測定する。測定できない状況が生じた場合、甲のトレンド図の重量で代用する。

第6条（処分の場所及び方法）

乙は、産業廃棄物を次の場所及び方法で処分するものとする。

- （1）処分の場所 乙が許可を有する処理場または処分場
- （2）処分の方法 乙が許可を有する処分方法

第7条（マニフェスト）

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要な事項を記入し、搬出業者に交付する。乙は搬出業者からマニフェストを受け取ることとする。また、乙は交付されたマニフェストを関係法規に基づき適正に処理しなければならない。

第8条（義務と責任）

- 1 甲は、産業廃棄物の処理に支障を生じさせる恐れがある物質が混入しないように注意し、取扱いに必要な情報を乙に通知しなければならない。
- 2 甲が前項の規定に違反した場合において、乙の業務に重大な支障を生じ、または生じるおそれがあるときには、乙は当該産業廃棄物の取引を拒むことができる。
- 3 甲は、産業廃棄物の引取時期について、あらかじめ乙と連絡調整を行うこととする。
- 4 乙は、日曜・祝祭日に関わらず、年間を通じて産業廃棄物の引取体制を確保できるよう努力しなければならない。
- 5 乙は、産業廃棄物を、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処分する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 6 乙はやむを得ない事由があるときは、甲にその事由を説明して一時業務を停止することができる。この場合において、乙は、甲に対する影響が最小限になるよう努力しなければならない。

第9条（疑義の解釈）

その他定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議すること。

下水汚泥（脱水ケーキ）試験結果

試料名：下水汚泥（脱水ケーキ）

採取箇所：汚泥脱水機

試験結果：下表

【汚泥試験】

測定項目	測定結果 (H18.9)
蒸発残留物 (%)	25.1
有機物比 (%)	85.6
含水率 (%)	74.9

【含有試験】

測定項目	測定結果 (H18.9)	基準値
カドミウム及びその化合物 (mg/kg)	3.4	150
シアン化合物 (mg/kg)	<1	50
鉛及びその化合物 (mg/kg)	33	150
六価クロム化合物 (mg/kg)	<2	250
砒素及びその化合物 (mg/kg)	<0.5	150
水銀及びその化合物 (mg/kg)	<0.05	15
セレン及びその化合物 (mg/kg)	0.5	150
ほう素及びその化合物 (mg/kg)	87	4,000
ふっ素及びその化合物 (mg/kg)	52	4,000

【溶出試験】

測定項目	測定結果 (H18.9)	基準値
カドミウム又はその化合物 (mg/l)	0.005	0.3
シアン化合物 (mg/l)	<0.1	1
有機リン化合物 (mg/l)	<0.1	1
鉛又はその化合物 (mg/l)	0.07	0.3
六価クロム化合物 (mg/l)	<0.02	1.5
砒素又はその化合物 (mg/l)	<0.01	0.3
水銀又はその化合物 (mg/l)	<0.0005	0.005
アルキル水銀化合物 (mg/l)	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	<0.0005	0.003
ジクロロメタン (mg/l)	<0.02	0.2
四塩化炭素 (mg/l)	<0.002	0.02
1,2-ジクロロメタン (mg/l)	<0.004	0.04
1,1-ジクロロメタン (mg/l)	<0.02	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.3	3
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.006	0.06
トリクロロエチレン (mg/l)	<0.03	0.3
テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.01	0.1
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.002	0.02
ベンゼン (mg/l)	<0.01	0.1
チウラム (mg/l)	<0.006	0.06
シマジン (mg/l)	<0.003	0.03
チオベンカルブ (mg/l)	<0.02	0.2
セレン又はその化合物 (mg/l)	0.01	0.3